3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回りを競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で299,800,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で119,578,400,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で180,221,600,000円
7	払込金額	295,842,640,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年７月23日
11	発行価格	額面金額100円につき98円68銭
12	利率	年3.8％
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額$\times\frac{3.8}{100}\times\frac{125}{365}$
14	初期利子	令和８年９月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額$\times\frac{3.8}{100}\times\frac{1}{2}$
15	第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16	償還期限	令和48年３月20日
17	償還金額	額面金額100円につき100円
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和８年７月23日

○財務省告示第二百二十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年七月十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年八月十二日

財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（２年）（第479回）、利付国庫債券（５年）（第155回、第156回、第157回、第158回、第159回、第160回及び第161回）、利付国庫債券（10年）（第350回、第351回、第352回、第353回、第354回、第355回、第356回、第357回、第358回、第359回、第360回、第361回、第362回及び第363回）及び利付国庫債券（20年）（第99回、第103回、第104回、第109回、第114回、第115回、第116回、第117回、第120回、第121回、第123回及び第124回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で699,000,000,000円 内訳（別表のとおり）
7	払込金額	671,457,683,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年７月17日
11	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$
12	利率	（別表のとおり）
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365
14	利子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。 各発行対象国債の額面金額$\times\frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\frac{1}{2}$
15	償還期限	（別表のとおり）
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	入札の基準とする各発行対象国債の利回り	銘柄毎の基準利回は、令和８年７月16日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和８年７月17日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（２年）（第479回）	1.0％	令和９年12月１日	20,000,000,000円
利付国庫債券（５年）（第155回）	0.3％	令和９年12月20日	13,100,000,000円
利付国庫債券（５年）（第156回）	0.2％	令和９年12月20日	31,000,000,000円
利付国庫債券（５年）（第157回）	0.2％	令和10年３月20日	15,500,000,000円
利付国庫債券（５年）（第158回）	0.1％	令和10年３月20日	9,400,000,000円